

貸与奨学金 修学支援新制度

(給付奨学金・授業料減免制度)

在学採用説明資料

はじめに

奨学金が採用となった場合であっても無条件で4年間借りられるもの、給付されるものではありません。

貸与奨学金は**年1回（12月頃）**、
給付奨学金は**年1回（4月）**に必ず手続きを行う必要があります。
※時期が近づきましたらTGナビポータルにてお知らせします。

また、学校が年度末(3月)時点の学業成績を確認し次年度も奨学金を受給できる成績を満たしているか判定をします（適格認定（学業）という）。
※退学等、離籍する際にも同様に成績判定を行います。

必要な手続きを怠ったり、成績不振（修得単位数不足やGPAが低い等）の場合、奨学金が廃止となり、場合によっては採用時まで遡り、それまでに受けた奨学金や学納金減免が取り消しとなり返金が求められます。奨学生としての自覚と責任をもって勉学に励んでください。

→奨学金は、社会の支援によって成り立っています。この制度を利用できることに感謝し、学業や生活に真摯に向き合いましょう。

申込条件（成績）

【判定基準】

1年生：高校の評定平均

2年生以上：昨年度末時点での修得単位数、通算GPA

【応募対象外となる者】（応募しても不採用となる）

①成績不振により留年中の者、正規修業年限（4年）で卒業可能と判断できない者、留年中の者だけでなく過去に留年した履歴がある者*、給付奨学金が廃止になった履歴があるもの*

*修学支援新制度（給付奨学金および多子世帯における授業料等減免）希望者のみ

②標準修得単位数に満たない者*

標準修得単位数 = （卒業に必要な単位数124÷修業年限4）×申込者の在学年数で算出）

2年生：31単位 3年生：62単位 4年生：93単位

*修学支援新制度（給付奨学金および多子世帯における授業料等減免）希望者のみ

2年生以上の場合、昨年度末時点で上記標準修得単位数を修得していない場合は不採用となる。
なお、春学期に応募し上記理由で不採用になった者は、秋の二次採用で応募しても同じ成績で審査するため不採用となる。

申込条件（家計）

【判定基準】

マイナンバーに基づく情報により日本学生支援機構が確認するため申請段階では判断できないが、修学支援新制度（給付奨学金および授業料等減免）では進学シミュレーターである程度把握することが可能。

進学資金シミュレーター



多子世帯の場合、マイナンバーより機構が情報収集の上確認するが、以下のサイトに示す条件全てが必須となる。申し込みに合わせ、JASSOサイトにて扶養親族の考え方や多子世帯の条件を確認しておくこと。

➡特に「扶養親族及び「子ども」の範囲について（PDF）」をチェック

令和7年度からの多子世帯
支援拡充に係る対応について



奨学金確認書兼地方税同意書のセット
(黄緑色の封筒に入っています)

中に入ってることを
確認してください

[illegible]

日本学生支援機構奨学金の概要

きゅうふ

給付奨学金

◆ 原則、返さなくてもよい、もらえる奨学金

採用になると世帯収入により支援区分が決定し、支援区分ごとの月額*が毎月振込みされます。* 0 円設定あり
給付奨学金に採用になると授業料等減免も受けられます。

多子世帯の授業料等減免制度が始まりました。
希望する方は給付奨学金に
申込みしてください。

必ず、奨学金案内ダイジェスト表紙右下の
QRコードから希望の奨学金案内詳細版を
ダウンロードして目を通すこと。

たいよ

貸与奨学金

◆ 卒業後、返還が必要な奨学金

- ・ 第一種奨学金⇒返還時に利子が付かない奨学金
 - ・ 第二種奨学金⇒返還時に利子が付く奨学金
 - ・ 入学時特別増額貸与奨学金⇒入学時1回だけの奨学金
- ※奨学金は原則として毎月1回振込みされます。
授業料等と相殺されるものではありません。



出願するにあたって

◆ 配付資料すべてに目を通してください

配付資料だけでなく、各自でQRコードからダウンロードする資料もあります。
資料を読んでいないことで不利益が発生する場合がありますので必ず読んでおいてください。

◆ TGナビポータルの「学生支援課からのお知らせ」をこまめにチェックすること

奨学金に関する連絡はすべて上記の方法で行います。
こまめにチェックし、手続き漏れがないようにしましょう。

◆ 03-3811-1787を登録してください

「東洋学園大学 学生支援課」の電話番号です。
電話連絡は緊急のときだけ行います。
着信があったら必ず出るようにしてください。
出られなかった場合は必ず折り返してください。



スマホに登録必須！！

◆ 書類は自分で記入すること、提出も本人がすること

奨学金の名義は学生本人です。各種手続きや質問などは必ず学生自身が行いましょう。
なお提出書類の中には一部保護者のサイン等が必要な個所があります。

手続き方法

出願～採用までの流れ

★該当者のみ別途提出書類有
学生支援課ウェブサイトを確認

必ずスカラネット入力下書き用紙を記
入してからネットで手続きすること！
※記入上の注意も要確認

①書類受取

学生支援課（4号館2階）にて配付
締切…10月30日（金）まで

②在学採用受付 申請フォームの回答

次のスライドのQRコードを読み取り回答
※QRコードは学生のみ読み取り可能
締切…11月6日（金）まで

③スカラネット申 込内容の入力

②のForms回答が完了すると。あなたのアドレ
スに「識別番号」が送付されます。その「識別
番号」を使ってインターネット入力すること
締切…11月19日（木）まで

⑤スカラネット マイナンバー入力

マイナンバー情報をインターネットに入力
締切…11月19日（木）まで

⑥奨学金確認書兼 地方税同意書を郵送

マイナンバー情報を入力してから1週間以内に
簡易書留でJASSOへ郵送すること
締切…12月7日（月）必着

⑦推薦・審査

大学から日本学生支援機構へ推薦し、日本学生
支援機構が審査をする

⑧採否発表 初回振込

採否発表（「ナビポータル」にてお知らせ）
初回振込（奨学生本人口座へ）

②在学採用受付申請フォームの回答

締切：
11/6(金)まで

②-1. 右記のQRコードを読み取りFormsへ回答をしてください。

※読み取りは本学の学生のみ可能です。

Formsには「学修計画書」の入力が必須のため、回答には15分～20分ほど時間がかかるため、時間に余裕をもって申請すること。



在学採用受付申請フォーム
※学生のみ読み取り可能

②-2.Formsへの回答が完了すると、あなたの東洋学園のアドレス宛に「識別番号」が記載されたメールを送付される。

この識別番号は④のスカラネット入力に必要な情報となります。

メールの確認方法が不明の場合にはメディアセンター（5号館3階）にて確認してください。

★該当者のみ 提出必要書類について

右記の学生支援課ウェブサイトの「該当者のみ」の内容に該当する場合、必要書類をダウンロードし期日までに提出してください。



学生支援課ウェブサイト

※スカラネット入力下書き用紙の記入上の注意

P.4～ STEP3 ③「あなたの在学情報」

(4) あなたは専攻科または別科に在学していますか・・・「**いいえ**」を選択。

(6) 昼夜課程・・・一つ目の「**昼（昼夜開講を含む）**」を選択。

(9) 修業年限・・・本学は全員「**4年0か月**」です。

(10) あなたが通学するキャンパスのある住所・・・**大学の住所**を以下の通り入力。

郵便番号 113-0033

← 半角数字で入力

住所1 東京都文京区本郷 1丁目

← （自動入力）こちらを選択

住所2 26-3

← 全角数字で入力

(11) あなたの通学形態・・・自宅外通学を選択する場合、以降に示される①～⑤いずれかを必ず選択する必要がある。給付および第一種奨学金申請者が自宅外通学を選択した場合、後日申請書と証明書類の提出が必要となる。

P.7～ STEP3 ⑤「奨学金貸与額情報」（貸与希望者のみ）

1- (2) あなたの希望する返還方式・・・所得連動の場合、保証制度は機関保証しか選択できない。WEB貸与奨学金案内P.19をよく確認の上選択する。

2- (3) あなたは何月分から貸与を希望しますか・・・**貸与第二種希望者のみ対象。10月～3月の間で選択する。**

3. 入学時特別増額貸与奨学金・・・2026年新生のうち、国の教育ローン（親が申し込むもの）を申請したが断られた経緯のある人しか申請できない。現時点で国の教育ローンを申請していない人は申し込むことができない。WEB貸与奨学金案内P.8参照。

WEB貸与奨学金案内



WEB給付奨学金案内



※スカラネット入力下書き用紙の記入上の注意

P.9 STEP4 ⑥「あなたの履歴情報」：奨学生番号を入力する欄について

現時点で奨学生番号が分からない（採用候補者や在学予約採用者だがまだ奨学生番号の通知がない）場合は、空欄のまま進んで構わない。ただし、給付奨学金受給者が第一種奨学金を受ける場合、貸与月額が自動調整されることを再度確認しておくこと。WEB貸与奨学金案内P.7、WEB給付奨学金案内P.19参照。

P.10 STEP6 ⑧「貸与奨学金返還誓約書情報・給付奨学金本人等情報」

1-（4）あなたの現住所・・・原則として現住所（現在住んでいる住所）を入力。

ただ何らかの事情によりマイナンバーを提出できない学生については、住民票に記載されている住所を入力する。

※マイナンバーカードを持っていなくても、マイナンバーは住民票に記載されているため確認、申請できる。基本的には全員マイナンバーは提出できると回答すること。

P.11 保証制度で「人的保証」を選択した人（貸与希望者のみ）

2. 連帯保証人・保証人について

連帯保証人（父母のいずれか）および保証人（別生計の65歳未満かつ4親等以内の成年親族・学生不可）の住所は、住民票に記載されている住所を入力する。必ず連帯保証人、保証人に住民票住所や生年月日等確認した上で正しい情報を、氏名の漢字や続柄にも注意すること。

※保証人を離婚した父または母とする場合、続柄は「その他（知人等）」となる。

WEB貸与奨学金案内P.23～P.28参照。

WEB貸与奨学金案内



WEB給付奨学金案内



※スカラネット入力下書き用紙の記入上の注意

P.12 STEP7 ⑨「あなたの家族情報」 2-(1)あなたの生計維持者の人数を選択してください。
ご両親が居る場合は2人、ひとり親の場合は1人となる。 母親が専業主婦であっても生計維持者として申請すること。生計維持者の考え方詳細はWEB貸与奨学金案内P.14～15、WEB給付奨学金案内P.12～13参照。

P.14 STEP7 ⑨「あなたの家族情報」 3「2025年12月31日時点の生計維持者①と生計維持者②の扶養親族を全員入力してください。」

奨学金案内ダイジェスト版P.2、P.4記載の「家計基準」にある通り、今回の秋の二次採用では収入基準の対象年が変わるため、実際にスカラネットに入力する際は2024年→2025年、2025年→2026年と変わっている可能性がある。

※申込時にスカラネットで子どもの数の合計を2人以下で申告した場合家計基準で不採用となるが、このP.14で下書きをしていないケースがほとんどである。申し込む学生本人以外のきょうだい等の申請を怠ると不採用となるのでしっかり下書きすること。

P.16 STEP9 ⑪口座情報

金融機関名や支店名は間違えないよう注意すること。間違えると入力時に正しい支店名が表示されない。誤った支店名で登録すると振込ができず、後日日本学生支援機構より学生支援課を通じて呼び出される。また、1年以上使っていない口座（休眠口座）のため入金できない、統廃合により支店名が変わっていたなどの理由で入金できないこともあるので注意すること。

WEB貸与奨学金案内



WEB給付奨学金案内



④ スカラネット(WEB)申込内容入力について

④-1.配布資料「在学採用説明資料」p.5のよくある間違いを熟読する

③-2.スカラネット入力下書き用紙に下書きを記入する

③-3.下書きを見ながらスカラネット(WEB)に入力する

- 書類提出完了時に配付する「識別番号」を使ってログインしてください

- 入力画面は30分以上そのままにすると、セキュリティ上の都合で ログアウトし始めから入力し直しとなるため、あらかじめ下書きを記入し下書きを見ながら入力してください。

- 奨学金確認書兼同意書(緑色の封筒)に記載の申込IDが必要です。下書き用紙にも記入しておいてください。

③-4.すべて入力が終わったら送信する

- 送信が完了すると受付番号が表示されます。下書き用紙に記録しておいてください。

⑤ スカラネット (WEB) マイナンバー入力について

スカラネットのTOP画面からマイナンバーを入力して 提出してください。

- マイナンバーは番号がわかれば入力できます。**

- ※マイナンバーカードがなくても提出可能です。**

- 海外に在住していた等でマイナンバーの提出ができない方は別途、書類の提出が必要になりますので奨学金窓口まで申し出てください。

(スカラネットメニュー画面)

The screenshot shows the Scaranet menu with the following sections:

- 個人番号(マイナンバー)の提出等**
 - ※必ず下の「個人番号(マイナンバー)の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと審査ができません。
 - ※「個人番号(マイナンバー)の提出等」ボタンを押すと個人番号(マイナンバー)提出者のサイトへ移動します。
 - Table:

提出対象者	個人番号(マイナンバー)の提出等
申込者本人	未提出
生計維持者①	未提出
生計維持者②	未提出
- パスワード・メールアドレスの変更**
 - スカラネットログイン時のパスワード・メールアドレスを変更する場合は、下の「パスワード・メールアドレスの変更」ボタンを押してください。
 - パスワード・メールアドレスの変更
- ログアウト**
 - ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。
 - ログアウト

④⑤の入力期限： 11月19日(木)23:59まで

⑥奨学金確認書兼同意書の郵送について

緑色の封筒に入っている「奨学金確認書兼同意書」を作成し、同封の封筒で郵便局の窓口から簡易書留にて日本学生支援機構へ郵送してください。

※奨学金確認書兼同意書の作成には生計維持者(父、母等)の自署(代筆不可の署名)が必要です。親元を離れて暮らしている学生は郵送でのやり取りが必要です。

時間がかかりますので早めに取り掛かってください。

また、申込者本人の身元確認書類は学生証のコピーを貼り付けてください。

奨学金確認書兼同意書郵送期限

12月7日(月)必着

※12月3日(木)には郵便局に持ち込んでください。

採用発表・採用後の手続きについて

★採用者の初回振込日

1月8日（金） 予定

必ず通帳を記帳して確認すること。

※採否結果は12月下旬にTGナビポータルにて配信します。

★採用後の手続き

採用になった方は、後日、書類一式を郵送しますので期日までに必要な手続きを完結させてください。(12月下旬予定)
「返還誓約書」等、記入や 押印、書類添付をして提出が必要な書類があります。期日までに提出されない場合は振込停止や、一度振り込まれた奨学金を一括返金のうえ採用取消になります。必ず期日までに提出すること！



授業料減免について

修学支援新制度希望者の場合、授業料等の減免額は給付奨学生採用後に認定される。

授業料減免の担当部署は**財務部**となる。

応募中および採用後の学納金納入については学生支援課の募集案内サイトを参照すること。

学生支援課 募集案内サイト



貸与奨学金について

貸与奨学金は 将来**返済が必要**な 奨学金です！



※卒業後、学生本人に返還請求があります
(保護者ではありません！)
必要性を十分検討したうえで出願してください。



募集する貸与奨学金の種類

・ 第一種奨学金（無利子）

返還時に**利子がかからない**貸与奨学金
給付奨学金との**併給調整**があります。

第一種奨学金 貸与月額	
自宅通学	自宅外通学
54,000円	64,000円
-	50,000円
40,000円	40,000円
30,000円	30,000円
20,000円	20,000円

・ 第二種奨学金（有利子）

返還時に**利子がかかる**貸与奨学金
第二種の貸与月額は、2万円～12万円までの間で1万円単位で選択できます

第二種奨学金 貸与月額		
12万円	11万円	10万円
9万円	8万円	7万円
6万円	5万円	4万円
3万円	2万円	-

◆ 第一種奨学金(無利子)は給付奨学金との**併給調整**により貸与月額が減額される場合があります。

◆貸与第一種(無利子)は給付奨学金との併給調整により

貸与月額が減額される場合があります。(奨学金案内P.7)

給付奨学金と貸与第一種を同時に受ける場合、貸与第一種の金額が自動調整されます。
現在、給付奨学金をすでに受けている方が、追加で貸与第一種奨学金に採用になった場合は、
貸与第一種が下記の金額に調整されます。**振込額が増えない場合もあります**のでご注意ください。

給付 + 第一種

この表の額に
自動調整！

1子・2子世帯

給付の支援区分		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		0円	0円
第Ⅱ区分		0円	0円
第Ⅲ区分		21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
第Ⅳ区分	理工農	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、 44,500円)	20,000円 30,000円、44,500円

多子世帯

給付の支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分 (多子世帯)	0円	0円
第Ⅱ区分 (多子世帯)	0円	0円
第Ⅲ区分 (多子世帯)	0円	0円
第Ⅳ区分 (多子世帯)	0円	0円
多子世帯	0円	5,600円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は上表のカッコ内の金額となります。

日本学生支援機構 貸与奨学金の申込みについて

◆家計(世帯年収)と学力(成績)の審査基準があります。

家計基準の審査には、あなたと生計維持者(父母等)のマイナンバー提出が必要です。

(マイナンバーの番号がわかればマイナンバーカードは不要です。)

日本学生支援機構が学校を通さずにマイナンバーの課税情報から世帯収入を審査します。

生計維持者が海外に居住している場合は別途書類提出が必要です。学生支援課窓口へ申し出てください。

★今回の募集は**2025年1月～12月**の収入状況で審査されます。

◆延長生(留年中)は出願できません。

貸与奨学金は留年中は振込が止まります。

留年中は出願も出来ません。

◆採用後にも様々な手続きがあります。

必要な手続きを怠った場合は**採用が取り消しされます。**

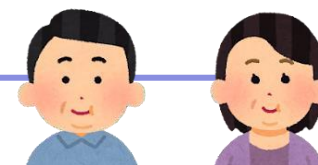
奨学生という自覚をもって、学生支援課からの連絡はこまめにチェックして手続き漏れがないようにしましょう。

詳細は「貸与奨学金案内」に記載されています。必ず「貸与奨学金案内」をダウンロードして読むこと。



保証制度について

貸与奨学金は**人的保証**か**機関保証**いずれかを
選択しなければなりません。



<人的保証>

連帯保証人(父・母どちらか)と保証人(4親等内で65歳未満の方)を選任し保証してもらう。

連帯保証人・保証人は、採用決定後、署名・実印押印・印鑑登録証明書等の書類提出が必要です。あらかじめ了承を得ておいてください。

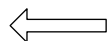
保証料の目安(2025年度採用者の場合)

区分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)
第一種奨学金	自宅	40,000	48	1,262
	自宅外	50,000	48	1,786
第二種奨学金		30,000	48	1,151
		50,000	48	2,181
		80,000	48	4,486
		100,000	48	5,608
		120,000	48	6,729

- ◆保証料は、貸与月額、貸与月数、返還期間、貸与利率(第二種奨学金)等により異なります。
- ◆保証料は、日本学生支援機構が原則として毎月の奨学金貸与額から差引いて徴収し、保証機関である日本国際教育支援協会に支払います。

<機関保証>

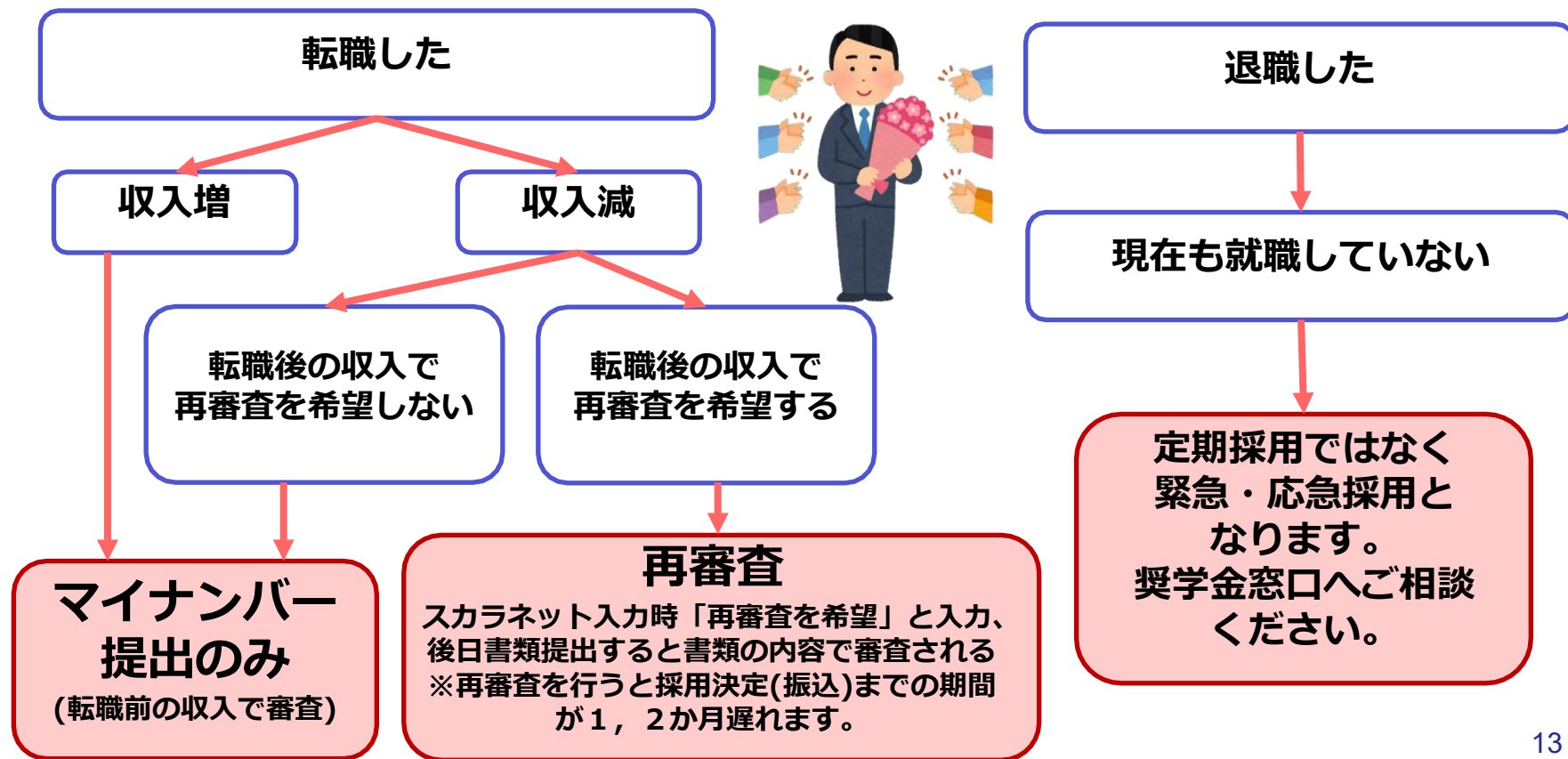
毎月一定の保証料を支払い、保証機関の保証を受ける制度です。
毎月、貸与月額から保証料が差し引かれた額が振り込まれます。



保証料の詳細はこちら
(日本学生支援機構の
ホームページへ)

生計維持者の転退職による収入の変動について

世帯収入の審査はマイナンバーの課税情報から日本学生支援機構が直接行いますが、2025年1月2日以降に生計維持者に転退職があった場合、マイナンバー情報では転退職後の世帯収入がわかりません。転職後に収入が減っていて再審査を希望する場合は、後日、書類を提出していただきます。



採用後の主な手続き

①返還誓約書の提出

大学から採用時手続き案内書類を採用月の月末頃に郵送しますので、中身を確認し必要書類を学生支援課まで提出してください。

②継続願(年1回：12月～1月)

→学生本人がスカラネット・パーソナルから手続きしてください。

③「適格認定（学業）」による成績判定（3月）

修学支援新制度について

(給付奨学金・国の授業料減免制度)

修学支援新制度ってどんな制度

**給付型奨学金の
支給
(原則返還不要)**



**授業料等減免
(授業料の減額)**

2つの支援がセットになった制度です。(同時に申請)
春の支援開始：2026年4月～(振込は7月から)
秋の支援開始：2026年10月～(振込は12月から)

支援の概要

<多子世帯とは>

生計維持者が扶養している子どもが3人以上の世帯が対象です。
社会人になって扶養を外れた子どもは対象外となります。

※2026年秋の募集では2025年1月～12月の世帯状況が審査対象となります。

※扶養している子どもには生計維持者の年少の親族(弟、妹等)も含まれます。

所得の 区分 (年収 目安)	1子・2子世帯 (資産要件:5,000万円未満)				多子世帯 (資産要件:5,000万円未満)				多子世帯 (資産要件: 5000万円以上3億円未満)			
	支援 区分	授業料 等減免	給付 奨学金		支援 区分	授業料 等減免	給付 奨学生		支援 区分	授業料 等減免	給付 奨学生	
			自宅 通学	自宅外 通学			自宅 通学	自宅外 通学			自宅 通学	自宅外 通学
① ～270 万円	第Ⅰ 区分	70万円 /年	38,300 (42,500) 円/月	75,800円 /月	第Ⅰ 区分	70万円 /年	38,300 (42,500) 円/月	75,800円 /月	第Ⅰ 区分	70万円 /年	なし	
② ～300 万円	第Ⅱ 区分	約46万円 /年	25,600 (28,400) 円/月	50,600円 /月	第Ⅱ 区分	70万円 /年	25,600 (28,400) 円/月	50,600円 /月	第Ⅱ 区分	70万円 /年	なし	
③ ～380 万円	第Ⅲ 区分	約23万円 /年	12,800 (14,200) 円/月	25,300円 /月	第Ⅲ 区分	70万円 /年	12,800 (14,200) 円/月	25,300円 /月	第Ⅲ 区分	70万円 /年	なし	
④ ～600 万円	第Ⅳ 区分 (理工農)	約23万円 /年	なし		第Ⅳ 区分 (多子 世帯)	70万円 /年	9,600 (10,700) 円/月	19,000円/ 月	第Ⅳ 区分 (多子 世帯)	70万円 /年	なし	
⑤600 万円 ～	-	不採用 /対象外	不採用/対象外		多子 世帯	70万円 /年	なし		多子 世帯	70万円 /年	なし	

黄色部分が令和7年度から拡充された部分です。

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は上表のカッコ内の金額となります。

給付額

給付奨学金に採用になると日本学生支援機構により「支援区分」が認定されます。その支援区分によって、また、自宅通学か自宅外通学(一人暮らしや寮等)かによって支援を受けられる金額が異なります。

※自宅外の方は採用後「**自宅外通学の証明書**」の提出が必要です。

支援区分		給付奨学金	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		38,300円/月	75,800円/月
第Ⅱ区分		25,600円/月	50,600円/月
第Ⅲ区分		12,800円/月	25,300円/月
第Ⅳ区分	多子世帯	9,600円/月	19,000円/月
	理工農	給付なし	給付なし
多子世帯		給付なし	給付なし

＜区分の目安＞

第Ⅰ区分

住民税非課税世帯

第Ⅱ区分

～年収300万円程度

第Ⅲ区分

～年収380万円程度

第Ⅳ区分

～年収600万円程度

※年収はあくまで目安です。

マイナンバー情報により

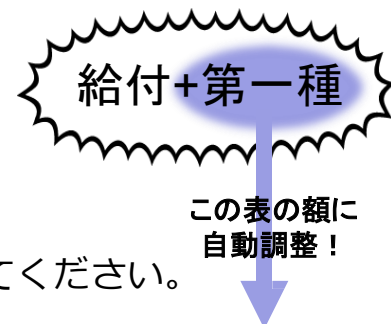
JASSOが判定します。

※授業料等減免あり

※授業料等減免あり

◆貸与第一種(無利子)は給付奨学金との併給調整により
貸与月額が減額される場合があります。(奨学金案内P.18)

※現在第一種を貸与中の方が給付奨学金・授業料減免制度に採用になった場合は、
第一種の金額が自動調整されます。**振込額が増えない場合もあります**ので注意してください。



1子・2子世帯		
給付の支援区分		自宅通学
		自宅外通学
第Ⅰ区分		0円
第Ⅱ区分		0円
第Ⅲ区分		21,700円 (20,000円、30,300円)
第Ⅳ区分	多子世帯	29,800円 (20,000円、38,700円)
	理工農	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)

多子世帯		
給付の支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分 (多子世帯)	0円	0円
第Ⅱ区分 (多子世帯)	0円	0円
第Ⅲ区分 (多子世帯)	0円	0円
第Ⅳ区分 (多子世帯)	0円	0円
多子世帯	0円	5,600円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は上表のカッコ内の金額となります。

自宅外通学の要件について

- ・実家からキャンパスまで60Km以上
 - ・通学時間が2時間以上
 - ・通学定期が1万円以上
- などの規定があります。

◆ 自宅外通学とは・・・

遠方の生計維持者と離れて暮らしていて、かつ**費用が発生している状態**のことをいいます。費用がかかっていない場合は自宅外には該当しません。

「自宅外通学」を選択してスカラネットを入力

入金「自宅通学」金額で開始
その後「自宅外通学証明書類」を学校に提出

「自宅外通学証明書類」の審査終了後「自宅外通学」金額の支給開始
(書類提出から約2～3ヵ月後を予定、自宅外通学開始月からの差額をまとめて入金)

※一度自宅外月額が入金された場合でも、自宅外要件を満たしていないことが判明した場合、自宅通学金額に変更される場合があります。

自宅外通学証明書の提出＜該当者のみ＞

- ◆ 自宅外通学にて採用された場合は証明書類の提出が必要です。
提出は採用後ですが、事前に準備をしておいてください。
 ※下記は見本です。

アパートを借りて
住んでいる場合

【様式35】
通学形態変更届
(自宅外通学)

賃貸借契約書コピー
・契約期間・借主貸主
・入居者・家賃・所在地
の記載が必要

建物賃貸借契約書(居住用)

貸主A0000(以下「甲」と)、借主B0000(以下「乙」は、建物の賃貸借に關し、次のとおり契約(以下「本契約」)を締結した。

【賃貸借の目的】
第1条 甲は、乙に対し、次の表の条件により、表に表示する物件(以下「本建物」)を賃貸する。

名称・住所番号
0000マンション 000号
0000000000-000
所在地
県道 〇〇〇〇-〇〇
〇〇〇

【契約の目的】
第2条 乙は、本建物を住居の目的にのみ使用し、非〇も可とする。

【契約の期間】
第3条 本契約の期間は、平成〇〇年〇月〇日までの〇〇年とする。ただし、契約期間の末日前までに乙が〇〇と物件の賃貸借がないときは、自動的に同一条件で1年間延長が認められるものとする。

【契約料】
第4条 月額は〇〇〇〇円とする。

【諸費用】
第5条 乙は、本契約期間中、前条に定める契約料のほか、次の各号に掲げる費用(以下「諸費用」)を支払う。
一 火災保険料
二 管理料
三 公共施設料

【契約料の支払期及びその方法】
第6条 毎月〇日までに、賃料と諸費用(以下「賃料等」)の翌月分を次の期日までに支払う。なお、契約の賃料は1か月を〇〇日とし、契約期間とする。

寮に入っている場合

【様式35】
通学形態変更届
(自宅外通学)

・在寮証明書・入寮許可証等
・氏名・寮所在地
・入寮日・寮費の記載が必要

支援の対象者

世帯収入(家計・資産)や学力(成績)などの審査基準があります。

◆世帯収入の要件

収入基準の審査には学生本人と生計維持者（父母等）のマイナンバー提出が必要です。

(マイナンバーの番号がわかれば**マイナンバーカードは不要**です。)

日本学生支援機構が学校を通さずにマイナンバーの課税情報から世帯収入を審査します。

生計維持者が海外に居住している場合は別途書類提出が必要です。奨学金窓口へ申し出てください。

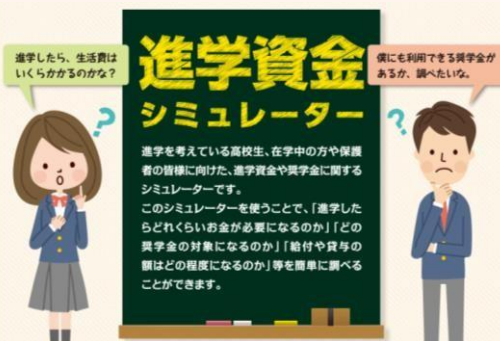
今回の募集は**2025年1月～12月**の収入・扶養状況で審査されます。

詳細は「給付奨学金案内」に記載されています。

必ず「給付奨学金案内」をダウンロードして読み込むこと。



日本学生支援機構ホームページの「進学資金シミュレーター」で本制度の対象になるか、おおまかに確認することができます。ご活用下さい。
※シミュレーション結果はあくまでも目安です。



◆多子世帯とは

生計維持者が扶養している子どもが3人以上の世帯が対象です。社会人になって扶養を外れた子どもは対象外となります。

2026年秋の募集では**2025年12月31日時点の扶養状況**が審査対象となります。

※扶養している子どもには生計維持者(=父、母等)の年少の親族(父、母の弟、妹=叔父、叔母等)も含まれます。

扶養している
子供が3人以上の世帯



多子世帯の支援対象

支援対象にならない世帯



扶養内の子どもが2人
のため支援対象外

判定には、申込者本人及び生計維持者全員の住民税情報を利用します。

住民税情報は、マイナポータルの「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や、市区町村が発行する「課税証明書」または「非課税証明書」で確認してください。

特に多子世帯支援を希望する場合は、**対象年度の住民税情報における扶養親族の数**（「特定」・「一般（その他）」・「16歳未満扶養親族」の数の合計が3以上かどうか）を事前に確認してください。

年末調整や確定申告の申告漏れがあった場合、奨学金の支給額の減額や不採用になる可能性があります。申告漏れ(配偶者控除・扶養控除・ひとり親控除・勤労学生控除など)がないか事前に確認してください。

申告漏れ等があった場合は、速やかにお住まいの地域の税務署にご相談ください。

支援の対象者（学力）

◆ 学力基準(成績)の要件

2025年度末の学業成績が次のいずれかに該当すること

GPAが学部学年の
上位1/2に属する

もしくは

修得した単位数が標準修得
単位数以上で、「学修計画書」
を提出し認められること

修業年限4年間で卒業
ができること、
成績が優秀であるこ
とが求められます。

※標準取得単位数に足りていない学生は基準に満たないため申込み不可

学年 (2026年進級時)	2年生	3年生	4年生
標準修得単位数	31単位	62単位	93単位

現在留学中の方や、過去に学業不振によって「**留年**」となった方は申請できません。
(休学や留学は除く)

新入生の学力基準

高等学校の評定平均3.5以上、もしくは「学修計画書」で学修の意欲や目的、将来の人生設計が確認できる者

授業料等減免

の減免額について

- ・給付奨学金の支援区分に応じて、減免額が決まります。

第Ⅰ区分

or

第Ⅱ区分

or

第Ⅲ区分

第Ⅰ区分
(多子世帯)*

or

第Ⅱ区分
(多子世帯)*

or

第Ⅲ区分
(多子世帯)*

or

第Ⅳ区分
(多子世帯)*

or

多子世帯*

*多子世帯の場合には授業料は一律年間70万円が減免されます。

授業料等減免の減免額

所得の 区分 (年収 目安)	1子・2子世帯 (資産要件:5,000万円未満)		多子世帯 (資産要件:5,000万円未満)		多子世帯 (資産要件: 5000万円以上3億円未満)		入学金 支援	
	支援区分	授業料等減免	支援区分	授業料 等減免	支援 区分	授業料 等減免	支援 区分	入学金減免
①～270万円	第Ⅰ区分	70万円/年	第Ⅰ区分 (多子世帯)	70万円/年	第Ⅰ区分	70万円/年	第Ⅰ区分	20万円
②～300万円	第Ⅱ区分	466,700円/年	第Ⅱ区分 (多子世帯)	70万円/年	第Ⅱ区分	70万円/年	第Ⅱ区分	133,400円
③～380万円	第Ⅲ区分	233,400円/年	第Ⅲ区分 (多子世帯)	70万円/年	第Ⅲ区分	70万円/年	第Ⅲ区分	66,700円
④600万円～	-	不採用/対象外	多子世帯	70万円/年	多子世帯	70万円/年	第Ⅳ区分 (多子世帯)・ 多子世帯	20万円

授業料等減免の支援について

- ◆ 減免されるのは
学費のうち授業料のみ。
※ 入学金は1年生のみ
- ◆ 施設設備費、諸費等は対象外。

授業料等減免支援

を受けるために必要なこと

◆ 給付奨学生に採用されること

採用後の主な手続き

①在籍報告(年1回：4月)

→学生本人がスカラネット・パーソナルから手続きしてください。

②「適格認定（家計）」による支援区分の見直し（10月）

JASSOが既に提出されているマイナンバー情報を基に審査しますので手続きは不要ですが、大学から個別に連絡があった場合には対応してください。

③「適格認定（学業）」による成績判定（3月）

支給を受けている間の主な手続き

適格認定(家計)

日本学生支援機構がマイナンバーを用いて判定

◆所得要件(毎年夏頃)

日本学生支援機構がマイナンバーを利用し、前年の課税状況を確認の上10月からの支援区分を見直します。

◆資産要件(毎年春頃)

資産に関する申告を求め、基準外の場合は10月から1年間支給停止します。

適格認定(学業)

学校が年度末(3月)時点の学業成績を確認し判定

◆学年ごとに学業状況を確認し、状況により「廃止」または「警告」の処置を実施

区分	学業成績の基準
廃止	1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合 2 修得した単位数の合計数が標準修得単位数の6割以下である場合 3 履修科目の授業への出席率が6割以下等、学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合
停止	1 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合 ⇒2年連続警告になると「停止」
警告	1 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下である場合(前の「廃止」区分の2に掲げる基準に該当するものを除く) 2 GPAが学部等における下位4分の1の範囲に属する場合 3 履修科目の授業への出席率が8割以下等、学修意欲が低い状況にあると認められる場合

適格認定(学業)

【注意】返還が必要になる場合

以下に該当する場合は奨学生認定の効力が失われることになります。
(支給済額の返金が必要)

①適格認定における学業成績の判定結果、当該学業成績が廃止の区分に該当する者のうち、学業成績著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められないとき

⇒当該学業成績に係る初日に遡って失効(返金)

支給済の給付奨学金及び学納金の減免分も返金(減免の取り消し)

②退学又は停学の処分を受けたとき

③偽りその他不正の手段により学費支給金の支給を受けたとき

学内の問い合わせ窓口

不明点等ある場合には必ず**学生本人**から
学生支援課窓口までお問い合わせください。

東洋学園大学 学生支援課

電話：03－3811－1787

メール：shien@tyg.jp

（メールでの問い合わせの場合には学生番号、氏名の明記を忘れずに）

受付時間：平日9：00～17：00/土曜9：00～13：00